

On the Role of Responsibility

小野 雄一

Yuichi ONO

- 1 とりわけ認知言語学の領域において、例えば“Responsibility”のような「認識」に基づく原理・原則は言語事実の解明にとって根幹的な役割を果たしている。ここ数年言語学において大きな話題となっている中間構文 (the Middle Construction) についても同様である。Responsibility Condition という有名な制約があるが、Van Oosten (1986) が提唱して以来、この制約は中間構文における認知言語学的分析の基盤になっていると言ってよい。

中間構文の代表的な研究である Fagan (1992) は、Van Oosten が提唱した Responsibility Condition を彼女の理論の重要な制約として捉え、いくつかの中間構文の現象の説明を試みた。彼女によると二重目的語動詞 (ditransitives) から中間構文が生成されないのも Responsibility の制約が原因であるとしている。本稿では、彼女の主張を検討する。特に「意味の特定化」という概念がキーワードとなっているが、この妥当性について Nakamura (1997) の「意図性」に関するデータを引用しながら検討する。その上で、Fagan の主張とは異なり、二重目的語構文の中間構文に関しては Responsibility の制約が特に積極的な役割を果たしていないと結論づけたい。

- 2 先に述べた Van Oosten (1986) は“Responsibility”の制約を次のように定めている。

- (1) By “Responsibility of a property” I mean that the occurrence of the event or the coming about of the situation depends on some property of the entity that is responsible: it would not happen or come about were it not for some property of the responsible entity. (p.85)

中間構文の主語 (主語の特性) はその動詞によって表される行為に対して responsible でなければならないとした上で、次に例に示す有名な例文を説明している。

- (2) a. The book sells well.
b. *The book buys well.

この例文において(2a)の例文が文法的なのは本の中にある特性が「本が売れる」出来事に対して responsible であり, 一方「本を買う」行為に対しては買い手の方が問題となるために「本」が買うという行為に対して responsible とは考えにくい, というのが一般的な説明である. Van Oosten (1986: 100)はこのあたりのことを次の question-answer test を用いて説明している.

(3) How did Alex manage to buy the Jaguar?

- (4) a. He quit school, got a job, pooled all his resources, sold his books, moved into a cheaper apartment, got a roommate, pawned his guitar ...
b. It's a great car, a real bargain.

(3)の質問に対して(4a)の答えは「買い手(purchaser)」に焦点を当てたもので, 直接的な答えと考えられるのに対し, (4b)は買われた車の特性が問題になっている. (3)の質問の答えとして(4b)は不自然さが出る. 一方 sell の方ではどうかというと,

(5) How did Marie manage to sell the car?

- (6) a. She's taken three Dale Carnegie courses and could sell anybody anything.
b. It's a great car, a real bargain.

(6a)(6b)ともに(5)の解答としては自然なものである. buy という行為に関して焦点が当たるのは「買い手」であるのに対し, sell という動詞については「買い手」「車」どちらも重要な要因となってくる.

この制約は英語に限ったものではない. 一般に, (2)に挙げた buy と sell の対立は少なくともドイツ語, フランス語, 日本語にあてはまるものである.

(7) a. This book sells well.

b. Dieses Buch verkauft sich gut. (Fagan 1992)

c. Ce livre se vend bien. (山田 1997)

d. この本はよく売れる

(8) a. *This book buys well.

b. *Dieses Buch kauft sich gut. (Fagan 1992)

c. *Ce livre s'achète bien. (山田 1997)

d. *この本はよく買える.

一般に認知言語学におけるさまざまな制約は人間の認識という普遍性の高い原理

On the Role of Responsibility

から導かれるものである。Responsibility Condition もより普遍的な人間の認知に基づく原理からの帰結だとすれば、この制約が cross-linguistic に成立するという点は歓迎されることである。

Fagan はこの Responsibility の制約を次の二重目的語動詞からの中間構文にも当てはめ、次の (9) が不適格なのは (2b) の不適格なのと同じ理由であると述べている。

- (9) *This book puts on the shelf easily.

この文の動詞 put は本来 2 つの項（直接目的語と場所の前置詞句）を選択する。一般的に二重目的語動詞 (ditransitives) は次の例に挙げるように中間構文を許さないが、(9) の例はこの一般化に当てはまっているように思える。

- (10) a. *Small packages ship most customers easily.
 b. ??Small packages ship to most customers easily.
 c. Small packages ship easily. (p. 79)

なぜ二重目的語動詞からの中間構文が一般に許さないのかという疑問に対して Fagan は次のように述べている。

- (11) ... the presence of this second entity (a partially affected, partially potent entity) makes the patient subject less likely to be solely responsible for the potentiality of occurrence of the action described by the verb. In this way, the notion of responsibility can explain the marginal status of middles formed from ditransitives. (p. 80)

要は、動詞が表す行為に対して第二項の存在もまた主語と同様にある程度影響を及ぼしている。よって相対的に主語の responsibility の度合いが減り、文法性が落ちる、ということになる。となると、Fagan にとって一般に二重目的語構文において中間構文が成立しないのは、結局のところ Responsibility が原因であるということになる。つまり、二重目的語動詞の場合、第二項の存在のために中間構文の主語は常にその動詞が表す行為に対してそれ自体で責任を持つことはできなくなるために、中間構文は認められなくなるということである。

ただし、二重目的語構文の中間構文が必ず不適格なのかということそうではない。例えば、(9) と近い意味を stow や tuck away は put と同様に前置詞句をも選択する二重目的語動詞であるにも関わらず中間構文が形成される。この事実は Fagan の主張

にとって大きな障壁である。以下の(12)の例をご覧ください。

- (12) a. This clever rolling drawer stores and protects shoes in eight separate compartments then stows neatly under a bed.
 b. (Shoe box rack:) Made of sturdy yet lightweight enameled steel, it tucks away neatly into a closet. (p. 80)

この点について Fagan は次のように分析する。put, stow, tuck away はみなアスペクト的にも意味的にもほぼ同じである。違うのは目的語として現れる名詞の幅である。put の意味はかなり一般的なものであるために、広範囲の名詞が put の目的語として現れる一方、stow, tuck away は可能な名詞の範囲としてはかなり限定されている。下の例の挙げるように、put の目的語として可能な名詞の大半は stow, tuck away の目的語としては不適格である。

- (13) a. put the book on the table / her arm around his shoulder / a satellite into orbit / one's signature to a document / me in an awkward position / our plans at risk
 b. stow the book on the table / *her arm around his shoulder / *a satellite into orbit / *one's signature to a document / *me in an awkward position / *our plans at risk

この選択制限の幅が responsibility の度合いの幅につながっているとしている。put はさまざまな種類の名詞句を目的語として選択するが、換言すれば、put については目的語名詞句が put によって表される行為と大きく関係するとは考えにくい(つまり第二項の意味に大きく依存することになる)。それと比べて目的語として選択する名詞句の幅が小さい stow, tuck away については、その動詞の意味がより「特定化」されていると考えられ、目的語名詞句との関係も強いものになる。動詞の意味がより特定化され選択制限がきつくなればなるほど、その名詞句は動詞の行為に対して more responsible になる、と Fagan は考えているようだ。

- 3 ところが、さまざまなデータを見てみると、動詞の意味がより特定化され選択制限がきつくなればなるほど主語名詞句はその行為に対して more responsible になるという主張は妥当性に欠けることに気づく。ここでは「意図性」に関するデータを考えてみることにする。Nakamura (1997) は kill, assassinate, murder の例を挙げている。kill の方がより一般的な「殺す」という意味を表す動詞であり、murder, assassinate となるにつれて意味が特定化され、Fagan に従えば murder, assassinate となるにつれてその名詞句は行為に対して more responsible ということになる。となると murder, assassinate となるにつれて中間構文は可能になると予測されるが、事実は次の例が示すように kill が中間構文を容認し、assassinate, murder が認めないという、Fagan の分析とは全く逆の結果が出る。

On the Role of Responsibility

- (14) a. Chickens kill easily.
 b. *Innocent people murder easily.
 c. *Presidents assassinate easily.
- (15) a. kill time / chickens / innocent people / presidents
 b. murder *time / *chickens / innocent people / presidents
 c. assassinate *time / *chickens / ??innocent people / presidents

意味が特定のであればあれほど中間構文が成り立たなくなるというここでの事実は上の(9)(12)と矛盾することである。また、もうひとつ kill の例で明らかな事実は、さまざまな目的語をとる一方で、それらのすべてが同程度に中間構文を許すのかということというわけではない。

- | | | |
|--|---|-----------------|
| (16) Chickens
? Innocent people
?? Presidents
*Time | } | kill(s) easily. |
|--|---|-----------------|

よって、単に動詞の意味の特定性が中間構文の文法性に大きく影響しているとは考えにくい。少なくとも、動詞の意味の「特定性」と responsibility の議論が(14)でなぜ成立しないのか説明を要することになる。さらに、次の例によって示されるように、英語における中間構文に関しては二重目的語構文という統語的特性がより大きく影響している可能性を抱かせる。

- (17) a. Tom put the book on the shelf.
 b. *The book puts on the shelf nicely.
 c. The book shelves nicely.

この例では、put ... on the shelf とほぼ同じ意味を表す shelve という動詞を用いることで中間構文の文法性が上がることを示しているが、述部の意味の特定性という観点では両者は同じと考えられるから、やはり、第二項の存在が (Responsibility の制約に抵触するかどうかは別にして) 中間構文の文法性に影響していると考えることができる。

いづれにしても二重目的語構文における動詞の「意味がどれだけ特定のかが

Responsibilityに影響する」という議論自体が成立しない可能性があるわけで、この議論に完全に依存している Fagan の二重目的語構文の取り扱いに対しても疑問を投げかけることになる。

さらに文献に挙げられているドイツ語のデータを見てみると問題がそれほど単純ではないことに気づく。Fagan はドイツ語も英語と同様に二重目的語からの中間構文は形成されないとし、次の例を挙げている。

- (18) a. *Blumen geben sich einer Geliebten gut.
'Flowers give a sweetheart well.'
b. *Diese Sprache lehrt sich {einen / einem} Schüler schwer.
'This language doesn't teach a pupil easily' (Fagan 1992: 92)

しかし、大矢(2000)は与格目的語を伴う授与動詞からの中間構文も可能であるとし、さほど動詞の意味が特定化されていないように思えるものを挙げている。

- (19) a. *These books don't sell linguists.
b. *A cup of coffee offers (to) a guest easily.
(20) a. Diese Bücher verkaufen sich nur den Linguisten.
b. Diese Gelegenheit bietet sich nur den Jungen. (大矢 2000: 45)

Fagan は(20)のようなデータを想定していないために、具体的な対策を示していないが、少なくとも英語について試みた動詞の意味の特定性に基づく Responsibility の議論をそのまま当てはめるのは困難であると言わざるを得ない。

- 4 では、英語における二重目的語からの中間構文の対立(9)(10)と(12)の違いは結局何なのか。ここでは stow と put を例に考えてみたい。共に直接目的語と場所の前置詞句を要求する二重目的語動詞である。明らかなのは put と stow とでは場所の前置詞を要求するという点では共通している一方で、その前置詞句の意味合いが異なっている点であると考えられる。手元の辞書における stow の定義を調べてみると次のような記述がある。

- (21) stow : to put or pack something tidily away in a space until you need it again
(Longman Dictionary of Contemporary English, 3rd edition)
: to pack or store something carefully and neatly, esp in its proper place
(Oxford Advanced Learner's Dictionary, 5th edition)

On the Role of Responsibility

一般的な put の「あるものをある場所に置く」という意味とは違って, stow は「あるものを定められた場所にきちんと置く, きれいに置く, 積み込む」という様態を強調した意味になっていることに気づく. つまり stow によって記述される状況は動詞の意味に大きく依存していて, 動詞によって状況がある程度理解できる一方, put は単に「置く」という意味しか表せず, 前置詞句の助けがなければ状況記述自体が成立しない. 例として, OALD_{5th} に記述のある典型的と思える例文を見てみよう.

- (22) Passengers are requested to stow their hand-baggage in the lockers above the seats.

この例において, 「飛行機の中で乗客が手荷物を安全な場所にきちんとおく」という意味までを stow が担っていると考えられる. そして, その場所は「ロッカー」であると付け加えている. stow によって記述される状況となじまない前置詞句は不自然になる.

- (23) stow her baggage ??under her arm / ??under her seat / ?? into a plane

つまり stow の場合は動詞がある程度場所の前置詞句に関する方向性を決めていて, それを確認するために第二項を付加しているという印象が強いのに対し, put の場合には場所の前置詞句がつかない状態では全く状況理解の方向性が定まらない. 英語の中間構文の場合で第二項が残ったものが一般に非文法的になるのは, おそらく, 動詞以外の要素 (例えば第二項) に状況理解の上で大きな情報となる付加的要素を極力嫌う傾向があることを示しているのではないのだろうか. (10c) や (17c) が認められることや, 下の (24) のように英語の二重目的語動詞であっても間接目的語を伴わないものについては中間構文が認められるという点からもこのことが伺える.

- (24) These books don't sell (*to linguists) well
This language don't teach (*to pupils) easily.

いずれにせよ, 二重目的語動詞からの中間構文の問題は普遍性の高い Responsibility の制約と結びつけるべきではないと思える. むしろ, 表現形式としての第二項の意味的・統語的 status をもっと検討するべきである.

5 Fagan は一般に二重目的語からの中間構文が認められないのが Responsibility Condition という普遍性の高い制約から説明しようとしているが、その対象が sell と buy の対立に見られるような典型的なものである限りにおいてはかなり有効である一方、例えば創造動詞 (verbs of creation) に関する英語の特異性 (cf. 小野 2001) やここまで議論してきた二重目的語構文の可能性に関するデータにまで同じ制約を拡張するのが好ましい方向性であるとは考えられない。Responsibility の制約が関与するのはおおよそどの範囲なのか、またどの文法レベルにおける制約なのかがはっきりしない限り、言語分析において十分に説明力を持った制約であるとは言いにくい。

ところが、いろいろと文献を見てみると、上と同じような観点で疑問を投げかけたくなるような記述がしばしば見られる、例えば松瀬・今泉 (2001) は下の (25) に挙げる英語の創造動詞の中間構文の非文法性について (26) にあるような Responsibility の制約を用いた記述を行っている。

(25) a. *Japanese houses build easily.

b. *The model plane makes easily.

(26) 「家」というものは立てた結果生じたものであり、もともとは存在しないものであるから、家そのものに「建てる」ことを可能にする責任性を求めることはできない。(p. 202)

この現象は英語という個別言語内部のものであり、例えば日本語やドイツ語、フランス語では普通に成立する例である (小野 2001)。よって、英語内だけに存在する文法現象を説明するためにわざわざ普遍性の高い制約を用いるとなると、それと矛盾する ad hoc な仮説を伴わなければならなくなり、文法理論としては整合性を欠くものになってしまう危険性がある。重要と思えるのは、言語間に観察される差異はその言語にもつ統語的・形態的特徴を十分に考慮した上で説明されるべきであるということである。先に述べた大矢 (2000) は、(17) (18) に見られる差異は英独の格付与のシステムの違いに換言されると主張している。この議論の妥当性については今後検討する必要があるが、少なくとも Responsibility の役割を無視した過剰適用は避けるべきと思われる。

References

Fagan, Sarah (1992) *The Syntax and Semantics of Middle Constructions*. Cambridge

On the Role of Responsibility

University Press, Cambridge.

Fellbaum, Christiane and Anne Zribi-Herts (1989) *The Middle Construction in French and English*. Indiana University Linguistics Club, Bloomington.

Langacker, Ronald W. (1990) "Settings, Participants, and Grammatical Relations" *Meaning and Prototypes: Studies in Linguistic Categorization*, ed. by Savas L. Tsohatzidis, 213-238, Routledge, London.

松瀬育子・今泉志奈子(2001) 中間構文(第7章) 「日英対照動詞の意味と構文」
影山太郎編 大修館書店

Nakamura, Masaru (1997) "The Middle Construction and Semantic Passivization" *Verb Semantics and Syntactic Structure* ed. by Kageyama, Taro. Kuroshio Publishers. Tokyo.

大矢正明(2000) 認知意味論と中間構文…ドイツ語と英語の差異をめぐって
「ドイツ文学 104 号」42-52

小野雄一(2001) 「中間構文と創造動詞について」 小山工業高等専門学校 研究
紀要 第34号 31-38

山田博志(1997) 中間構文について～フランス語を中心に「ヴォイスに関する比較
言語学的研究」 筑波大学現代言語学研究会 三修社.

「受理年月日 2002 年 9 月 30 日」

